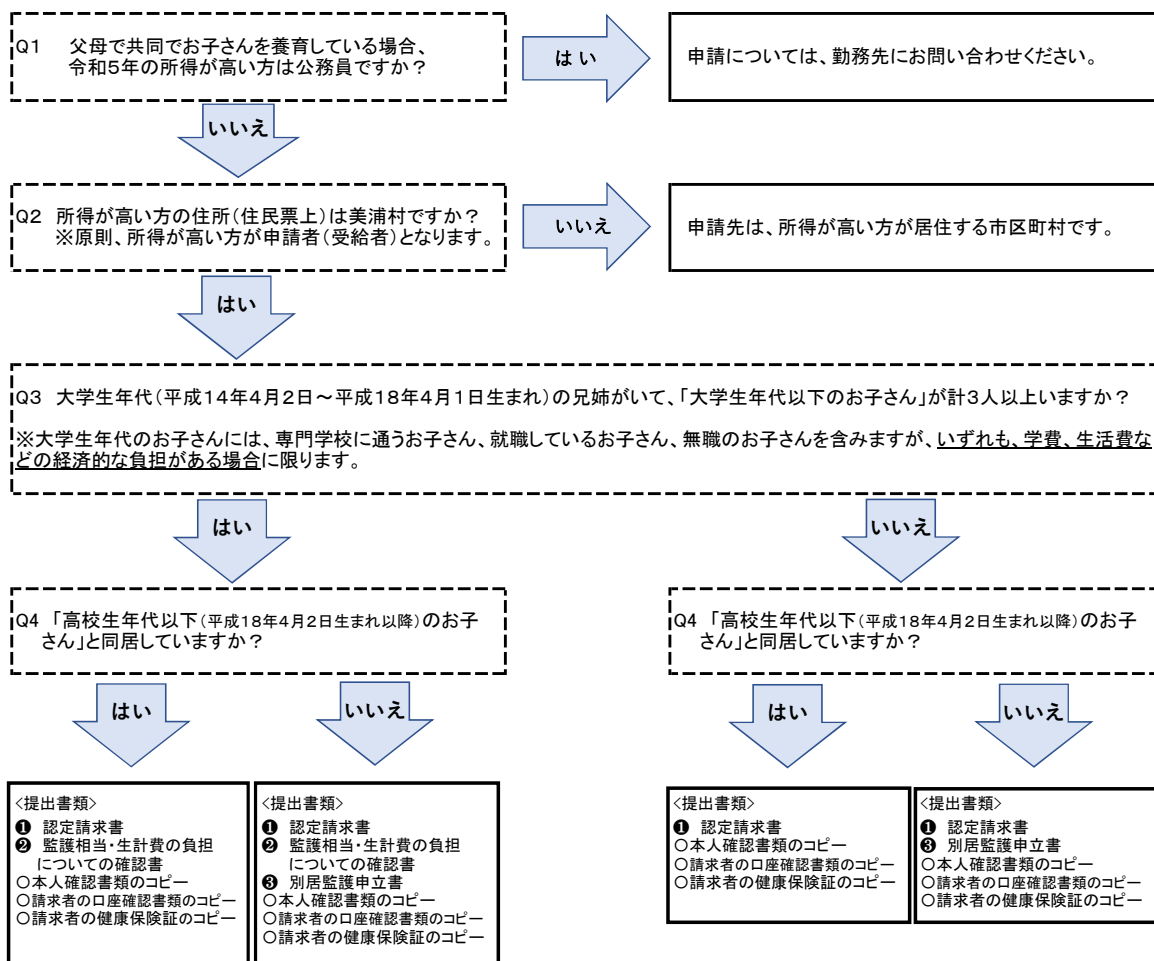


児童手当制度改正 フローチャート（新規申請者）

※受給するには申請が必要です。

フローチャートに沿って必要な書類をご確認ください。



※令和6年10月18日（金）までに提出ください（郵送または窓口）

提出書類について

①認定請求書

現在、児童手当を受け取っていない人が、新たに児童手当を受け取るための手続きです。

＜添付が必要な書類＞

○請求書の本人確認書類（マイナンバーカード等のコピー）…表面のaまたはbを参照

○請求書の口座確認書類（通帳・キャッシュカード等のコピー）

○請求者の健康保険証のコピー

②監護相当・生計費の負担についての確認書

大学生年代のお子さんについて、養育していることを申し立てる手続きです。養育しているお子さんの人数に応じて1人あたりの手当額が変わる場合（第3子から手当額加算）があります。

③別居監護申立書

高校生年代までのお子さんが、請求者（受給者）と別居している場合、そのお子さんを養育していることを申し立てる手続きです。児童手当は養育している高校生年代までのお子さんに対して支給されます。

用語説明

- 監護 児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っている、社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいいます。
- 監護相当 監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をいいます。
- 生計費の負担 父母等がその子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くとその水準を維持することができない場合をいいます。